

長野市
汎用地理情報システム更改業務委託
(令和 6 年度)
要件定義書

令和 5 年 12 月
長野市汎用地理情報システム作業部会

－ 目次 －

第1章 総則

第1 適用範囲	1
第2 業務の目的	1
第3 業務の範囲	1
第4 業務の概要	1
第5 準拠する法令等	2
第6 一括再委託の禁止	2
第7 長野市公契約等基本条例に関する事項	3
第8 作業計画	3
第9 プロジェクトマネージャ	3
第10 空間参照系等の定義	3
第11 履行期間	4
第12 瑕疵	4
第13 疑義	4
第14 資料の貸与	4
第15 個人情報の保護	4
第16 情報セキュリティ要件	5
第17 環境への配慮	5
第18 適正な労働条件の確保	5

第2章 業務内容

第19 業務計画策定	6
第20 システム設定	6
第21 データ移行	7
第22 ソフトウェア更新	7
第23 マニュアル等の作成及び改定	8
第24 試験運用	8
第25 操作研修	8

第3章 業務要件

第26 前提要件	9
第27 ハードウェア要件：クライアント	10
第28 ネットワーク要件	10
第29 ソフトウェア等要件	10
第30 システム要件	11
第31 開発要件	13

第32 連絡体制、開発体制等	13
第33 データ移行要件	14
第34 移行対象データ	14
第35 データセットアップ等	15
第36 設定移行	15
第37 研修	15
第38 運用保守要件	16
第4章 整備スケジュール	
第39 整備スケジュール	17
第5章 成果品	
第40 成果品	18
第41 納入場所	18
第42 成果品の権利関係	18
別紙1 個人情報取扱特記事項	
別紙2 情報セキュリティ要件	
別紙3 機能要件一覧	
別紙4 端末、タブレット端末等について	
別紙5 LGWAN 接続系ネットワークの概要図等	
別紙6 汎用地理情報システム運用保守業務委託仕様書（案）	

第1章 総則

第1 適用範囲

1 本仕様書は、発注者が発注する汎用地理情報システム更改業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2 業務の目的

1 本業務は、庁内全体の業務効率の向上と重複投資の回避を図るため、LGWAN接続系ネットワークを用いた地図情報の共有を推進する基盤として、各種地図データの照会や検索、印刷、編集等の処理を行うために構築した汎用型の地図情報システム（GIS）について、LGWAN-ASPサービスを用いたシステム更改及び住居表示台帳図更新システムの更改を行うことを目的とする。

第3 業務の範囲

1 本業務の範囲は、平成19年度長野市「汎用地理情報システム（GIS）整備業務」で導入し、平成30年度同「汎用地理情報システム更改業務」で更改したシステムのうち、建築確認管理システムに関わる部分を除く全てのハードウェア（サーバ機器）及びソフトウェア（オプション追加を含むパッケージソフト）とする。また、現地調査ツールを新規で構築するものとする。なお、現地調査ツールを本市で利用するにあたって策定する職員向けのガイドラインについて、作成の支援を受注者は行うこととする。ガイドラインの作成支援の見積金額は本契約に含む事とする。

第4 業務の概要

1 本業務で実施する業務の概要是、次の各項目に掲げるとおりとする。

- (1) 業務計画策定
- (2) システム構築
- (3) ソフトウェア更新
- (4) データ移行

現行システムが保有する機能やデータについて、新システムで同等の機能が利用できることとし、サブシステムである住居表示台帳図更新システムについても、同様とする。

なお、汎用地理情報システムと住居表示台帳図更新システム及び導入、運用中である建築確認管理システム、財政、農政地理情報システムの建物更新サブシステムとの新築建物データ等の連携について、現行システム同様、新システムにおいても確実に連携実施できるよう構築することとする。

また、各業務の内容については第2章に、各業務の要件については第3章に、各作業の整備スケジュールは第4章に、成果品については第5章に記載する。

第5 準拠する法令等

1 本業務の遂行に当たっては、この仕様書によるもののほか、次の各号に掲げる法令規程等を遵守するものとする。法令規程等に改訂があったときは、改訂後の内容に従うものとする。

- (1) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）、同施行令及び同施行規則
- (2) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、同施行令及び同施行規則
- (4) 長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号）
- (5) 長野市財務規則（平成6年長野市規則第3号）
- (6) 長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野市条例第43号）
- (7) 日本メタデータプロファイル（JMP2.0、国土地理院 平成16年3月）
- (8) 地理情報標準プロファイル（JPGIS2014、国土地理院 平成26年4月）
- (9) 公共測量成果改定マニュアル（国土地理院 平成26年5月）
- (10) 長野市共用空間データ製品仕様書<第26版>（令和5年6月）
- (11) その他の関係法令及び通達、条例、例規並びに諸規則等

第6 一括再委託の禁止

1 業務の再委託について以下の事項を禁止する。

- (1) 受注者は、本業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないものとする。
- (2) 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

第7 長野市公契約等基本条例に関する事項

- 1 受注者は、長野市公契約等基本条例に関する以下の事項を遵守するものとする。
 - (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示するものとする。
 - (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結するものとする。
 - (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに提出するものとする。
なお、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出するものとする。

第8 作業計画

- 1 本業務の着手に先立ち、受注者は、仕様書に基づく適切な作業計画を立案し、以下の書類を提出の上、発注者の承認を得るものとする。
 - (1) 作業実施計画書
 - (2) 工程表
 - (3) 着手届
 - (4) 現場代理人及びプロジェクトマネージャ届
 - (5) その他、発注者が必要と認める資料

第9 プロジェクトマネージャ

- 1 受注者は、作業計画の立案、工程管理及び品質管理を総括する者として、プロジェクトマネージャを選任しなければならない。プロジェクトマネージャは、高度な技術と十分な実務経験を有するものとし、原則として、プロジェクトマネージャは本業務が完了するまで変更しないこと。
なお、やむをえない事由により担当者が変更となる場合は、同等以上の技術と経験を有するプロジェクトマネージャを選任し、発注者と協議の上、発注者の承認を得なければならない。

第10 空間参照系等の定義

- 1 本業務で扱うデータの空間参照系は、次の定義に従うものとする。

- (1) 準拠する測地系 : JGD2011
- (2) 水平位置の座標系 : 平面直角座標第VIII系 (VIII系) に基づく数学座標系
(Y軸について北方向を正の値とする)
- (3) 垂直位置の座標系 : 日本水準原点を基準とする高さ
- (4) データの単位 : メートル (m) 単位の実数値

第11 履行期間

- 1 本業務の履行期間は、契約の日から令和7年3月31日までとする。
- 2 本業務で構築されたシステムは、本契約とは別に保守契約を結ぶ。
なお、保守契約の案は別紙6を参照すること。

第12 瑕疵

- 1 完了検査後に成果品に瑕疵が発見された場合は、受注者の責任において必要な修正及び補正を行うものとする。ソフトウェアの瑕疵担保期間は、令和7年4月1日から3年とする。

第13 疑義

- 1 本業務実施中に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との間で協議を行い、発注者の指示に従うものとする。

第14 資料の貸与

- 1 受注者は、貸与を希望する資料がある場合は、資料の名称及び使用目的を発注者に提示し、発注者による承認を得るものとする。受注者は、貸与資料を破損、紛失しないよう厳重に取り扱うものとする。

第15 個人情報の保護

- 1 本業務において個人情報を取り扱う場合には、受注者は、発注者が定める別紙1の「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

第16 情報セキュリティ要件

- 1 受注者は、この契約による業務を履行するにあたり、別紙2の「情報セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

なお、発注者は、受注者が前項に規定する情報セキュリティ要件に違反し、発注者が被害を受けたときには、その損害賠償を受注者に請求することができる。

また、前項の損害賠償の額は、他の条項の規定に関わらず発注者が受けた損害の額とする。

第17 環境への配慮

- 1 本業務における調達にあたっては、環境に配慮すること。

第18 適正な労働条件の確保

- 1 業務の遂行にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規においても遵守し、適正な労働条件の確保に努めなければならない。

第2章 業務内容

第19 業務計画策定

- 1 現行システム機能及びデータの、本運用までのスケジュール等の計画をまとめた業務計画書を作成するものとする。

第20 システム設定

- 1 本業務で導入するGISサービス（汎用地理情報システム及び住居表示台帳図更新システムを含む）は、一般財団法人全国地域情報課推進会議（APPLIC）による地域情報プラットフォーム準拠製品としてGISユニットの準拠登録をしたパッケージソフトを前提とする。

(1) システム要件確認

当該パッケージソフトと別紙3に示す機能要件との比較を行い、標準的なパッケージの他にオプション等の追加が必要な項目の検証を行うものとする。検証の結果オプション等の追加が必要となった機能について、必要となる各種動作仕様および画面構成を検討するシステム設計を行うものとする。

なお、オプションの追加等は最小限とし、パッケージソフトのバージョンアップとの整合性を確保することとする。

(2) システム機能開発

システム要件確認の内容に基づき、システム機能や地図表示画面、帳票様式等を汎用地理情報システム及び住居表示台帳図更新システムの機能として実装するため、必要に応じてプログラムの構築を行うものとする。

(3) サブシステム及び既存府内システムとの連携調整

汎用地理情報システムと住居表示台帳図更新システム及び建築確認管理システム、財政、農政地理情報システムの建物更新サブシステムとの新築建物データ等の連携調整を行うものとする。

なお、連携調整後、システム機能及びデータの連携が確実に行われているか確認を行うこと。

(4) 道路ネットワークデータの搭載

長野市及び長野市隣接の市町村を含む道路ネットワークデータを受注者は準備し、セットアップすること。なお、見積金額は本契約に含むこと。

(5) テスト

セットアップ完了後、発注者の環境で正常に動作することを確認するテストを行うものとする。テストに当たっては現行システムの以下に示す設定を的確に反映させる

ものとし、動作検証を行うものとする。

ア ユーザ、グループ構成、閲覧編集権限設定

イ 他のGISシステムとの連携権限設定

ウ レイヤセット

エ 帳票

第21 データ移行

1 現行システムで運用しているデータを新システムに移行するものとする。移行作業に当たっては新システムが安定稼働することが検証できるまでは、現行システムの並行運用をするものとし、以下のとおり実施すること。

- (1) 移行作業において当初、旧サーバから取得したバックアップデータを基に、新サーバ（データセンタ）へセットアップするため、バックアップ取得後一定期間（一週間程度）はデータ更新を停止する。
- (2) セットアップ後、試用期間として一定期間、発注者は頻繁にシステムを利用するユーザを指名し、そのユーザのみ新サーバへのアクセスを許可するものとする。それ以外のユーザは現行システムにアクセスし通常運用を行う。受注者は業務外時間（夜間等）に現行システムと新システムとの同期が図れるよう必要な作業を行うものとする。
- (3) 同期作業は構築期間中に3回行う事を想定しており、初期に全データ、平行稼働期間中に更新された現行システムのデータ、本番稼働前に全データを発注者が受注者に対して提供するものとする。それぞれのデータを同期する時期は発注者と受注者間で協議の上決定する。
- (4) 本契約の期間中、上記の新システムの利用ユーザによる運用の安定性について確認がとれた後、全ユーザへ新システムへのアクセスを開放するが、その間も一定期間並行運用を継続するものとする。
- (5) 上記スケジュールを円滑かつ最短で行うため、受注者は発注者と綿密にスケジュール調整を行い、業務に極力支障をきたさないよう努めること。
- (6) 移行、更新した個別データについて、日本メタデータプロファイルに基づき作成されているメタデータを改訂するものとする。

第22 ソフトウェア更新

1 受注者は、汎用地理情報システム、住居表示台帳図更新システム及び現地調査ツール（新規）を動作させるために必要なソフトウェアの更新について表1に示す要件を満たすこととする。

表1 ソフトウェア要件

区分	仕様	想定ライセンス数
汎用GIS	LGWAN-ASP	同時アクセス102程度
住居表示台帳図更新システム	LGWAN-ASP	1
現地調査ツール（新規）	タブレット・スマートフォンアプリ等	20

第23 マニュアル等の作成及び改定

- 1 本システムの運用マニュアル、操作マニュアル、管理者ガイドをシステム更改とシステムの更新内容に応じて受注者によって都度作成、改定するものとする。

第24 試験運用

- 1 総合テストにより検証されたプログラムの現地における試験運用を行うものとする。
 - (1) 試験運用期間については発注者との協議により適切な期間を設けるものとする。
 - (2) 本システムの試験運用は現行システムの稼動と平行して実施する。受注者は、現行システムの動作に影響を及ぼさないように、発注者と十分に協議を行い対応にあたること。

第25 操作研修

- 1 操作研修は原則としてシステム管理者及び一般職員向けに本稼働前のみ実施するものとするが、日程調整等の理由で本稼働後に実施する際は、受注者と発注者で別途協議を行う。研修の対象はシステム管理者向け操作研修、住居表示台帳図新システム担当職員向け操作研修、パワーユーザー向け操作研修とする。
なお、パッケージソフトやオプション等の更改、更新により、操作方法が変更になった場合については、保守契約で別途定める。

第3章 業務要件

第26 前提要件

- 1 本業務の前提要件は以下のとおりとする。
 - (1) 本市各部局が保有する地理情報を全庁で情報共有できる仕組みであり、総合的な施策の推進に活用できること。
 - (2) 国等における地理情報関連の標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえること。
 - (3) 本業務中に統合型地理情報システムの開発に影響のある法改正等があった場合には、原則として本業務の中で対応すること。
 - (4) 利用者数、利用時間帯等を考慮し、業務のピーク時においても業務遂行に支障をきたさない機能を確保すること。
 - (5) システムのライフサイクルにおける、データ量の増加や利用端末数の増加を想定し、安定的なレスポンスを確保すること。
 - (6) システムは有効な機密性、完全性、可用性を保有すること。
 - (7) システム更改にあたっては、適切なプロジェクト管理の下で行うこと。
 - (8) システムを構成するハードウェアやソフトウェア、プログラミング言語、通信プロトコルのアーキテクチャ等は、可能な限り業界標準に沿ったものであり、拡張性や保守性が高いシステムであること。
 - (9) LGWAN-ASPサービスを提供するデータセンタは、以下の要件を満たすこと。
 - ア 地方公共団体情報システム機構により認可されているサービスを利用して構築すること。
 - イ サービスの提供を利用するハードウェアの廃棄時、およびサービスの利用終了時に復元不可能な方法でデータの消去を行うこと。またデータの消去方法について内容を提示すること。
 - (10) システムを構成するハードウェアやソフトウェア等は、原則として日本語を公用語とする環境下での使用を前提とすること。ただし、固有名称は除くものとする。
 - (11) 計画停止を除き、土日祝、年末年始を含む24時間365日の運用を想定したシステム構成とすること。
 - (12) システム停止を伴う計画がある場合は10開庁日よりも前に、当市システム管理者に報告し、承認を得ること。
 - (13) 本システムは「長野市業務継続計画（大規模災害編）」において非常時優先業務に利用するシステムと定めるため、障害復旧において「ICT部門の業務継続計画」で設定した目標時間（24時間以内）に復旧（継続）できる方法や体制の確立が可能であること。

- (14) ユニバーサルデザインに配慮した操作性を有すること。
なお、システムの画面はできる限り統一感を持たせること。

第27 ハードウェア要件：クライアント

- 1 本システムを利用する端末は、LGWANネットワークに接続した端末（約3,300台）である。現地調査ツールでは、インターネットに接続する事が可能なタブレット端末（約100台）を利用する。
なお、端末及びタブレット端末の仕様は別紙4を参照すること。

第28 ネットワーク要件

- 1 現地調査ツールを除くソフトウェアについては、LGWANネットワークを利用することとし、本庁舎内だけでなく、各出先機関（支所等）での利用にあたっても問題のないシステム構成を前提とする。（当市でのLGWAN接続系ネットワークの概要については、別紙5を参照）ネットワーク設計にあたっては、本市担当者と十分な調整を実施すること。なお、本システムの使用にあってはLGWAN使用時に5分間平均上下10Mbps以下の通信となる事を想定しており、実運用時にこれを超える帯域となった場合、5分間平均10Mbps以下の通信となるような手法や機器構成も含め見積と共に提案すること。この見積金額は本契約に含むこととする。5分間平均10Mbps以下の通信となれば、その限りではない。

第29 ソフトウェア等要件

- 1 本システムで使用するソフトウェア等の要件は以下の通りとする。
- (1) 現地調査ツールを除く汎用GISは、端末にソフトウェアのインストールをすることなく、原則として以下に示すブラウザの最新バージョンで動作すること。なお、ライセンス数の制限はないもの（最大同時接続は102台程度を想定）とし、将来的に費用が発生することなく利用可能台数の追加が可能な構成とすること。
ア Microsoft Edge（必須）
イ Google Chrome
- (2) 住居表示台帳図更新システムは1ライセンスとし、端末にソフトウェアのインストールをするか、原則として以下に示すブラウザの最新バージョンで動作すること。
ア Microsoft Edge（必須）
イ Google Chrome
- (3) 現地調査ツールは20ライセンスとし、タブレット等の端末にアプリをインストール

するか、原則として以下に示すブラウザの最新バージョンで動作すること。

- ア Safari (必須)
- イ Microsoft Edge
- ウ Google Chrome

第30 システム要件

1 本システム（サブシステムを含む）は、別紙3に掲げる機能を必須とする。

(1) 必須機能

別紙3に掲げる機能は、現行システムに搭載されている機能であり、新システムにおいても引き継ぎ使用することから必須とする。各機能の詳細は、別途協議の上、決定する。

(2) オプション機能

上記機能の他に本市に有効と考えられる機能がある場合は、オプションとしての提案を可能とする。提案が採用された際に、費用が発生する場合はオプション見積金額を本契約に含めること。

(3) 建築確認管理システムとのデータ連携機能

当市、建築指導課において運用中の、建築確認管理システムとのデータ連携機能を実装するものとする。連携するデータは、建築確認概要書ポイントデータ及びPDFデータとする。ポイントデータはGeoJSON形式で定期的に共有サーバ内のフォルダに格納されるため、夜間バッチ等の仕組みで汎用GIS、住居表示システムに取り込めること。PDFデータについてはポイントデータの属性にパス情報が記載される。

(4) 現地調査ツールとのデータ連携機能

新規で構築する現地調査ツールと、汎用GISはリアルタイム(数分以内)にデータ連携ができる。なお、当該要件を満たせるパッケージソフト等がない場合は、インターネットに接続された本庁舎や支所等の市有施設にある端末と施設外の現場等で使用するタブレット端末がリアルタイム(数分以内)にデータ連携が可能かつ、システム利用者が上記インターネットに接続された端末からデータを出力し、汎用GISとデータ連携できるソフトウェアを利用するなどの代替案を提示すること。

(5) 管理者機能として以下の機能を有すること。

ア ログ取得機能

以下のログを取得できるよう設定を行うこと。

- (ア) ハードウェアの使用率やエラーログ
- (イ) DBMS等のアプリケーションエラーログ
- (ウ) GISの操作ログ（ログイン、ログアウト、個人情報レイヤの閲覧、出力等）

なお、全てのログは、契約期間中は発注者の求めに応じて提供できるようにするこ

と。

イ 障害検知機能

管理者に電子メール等で通知できること。

ウ バックアップ機能

指定するデータを日次または週次で、受注者が提供するLGWAN-ASP上のバックアップサーバに保存できること。また、そのバックアップの構築費用は本見積金額に含めること。

エ システム監視機能

(ア) データセンタのサーバ群の稼働状況を集中管理できること。

(イ) 監視項目は、運用設計時に必要な監視項目案を提案すること。

(ウ) 監視項目は、発注者と協議し、決定すること。

オ ユーザ管理機能

(ア) シングルサインオン等の仕組みとの連携が可能であること。

(イ) ユーザ登録の際、CSV等のファイルからの一括登録を可能とし、その登録情報はCSVで出力もできること。

(ウ) 本市で導入しているActive Directoryと連携できること。

カ レイヤ及び属性権限管理機能

各レイヤや属性に対して、ユーザやグループ単位でのアクセス制御(参照、更新、印刷等)ができること。特に人事異動に伴う利用者のアクセス権限の変更等が簡易であること。

キ データ連携用インターフェイス機能

市販の地図データや国、県等が公開している地図データ、3Dデータ等についても、発注者のシステム管理者の簡便な操作により支障なく利用可能とすること。

ク メタデータ登録編集機能

メタデータの内容を登録、修正、削除できること。(クリアリングハウス)

(6) その他以下の機能を有すること。

ア 他システムとの連携が可能な仕組みを保有していること。

イ 提案に含まれるすべてのソフトウェアは、端末との親和性を計ること。なお、利用期間中は使用に関して、保証が可能であること。

ウ 以下の機能を実装したクリアリングハウスを構築すること。

(ア) 本市が利用する全ての地図データのメタデータを作成及び管理する機能を提供すること。

(イ) ユーザによる地図データの登録、更新、削除時に、併せてメタデータを簡便に作成、更新するための機能を提供すること。

(ウ) ユーザが容易にメタデータを検索する機能を提供すること。

第31 開発要件

1 本システムのプロジェクト管理は以下のとおりとする。

(1) 計画書の作成

プロジェクトを効率的、効果的に運営、管理するため、現行システム、データの移行計画を含め、作業内容、スケジュール、成果物、進捗管理方法、品質管理方法、情報セキュリティ、会議体の位置付けに関する取り決め等を記述したプロジェクト計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 進捗管理

プロジェクトの進捗状況を適宜管理し、作業に遅延が生じた場合は速やかに発注者に報告し、協議のうえ対策を講じること。

(3) 定例会（プロジェクト会議）の実施

プロジェクト期間中、最低でも月に1回、本市と定例会を開催し、プロジェクトの進捗状況、課題等の発生状況及び検討状況を報告すること。なお、定例会の開催方式はWeb開催を原則とする。

(4) レビューの実施

品質を確保するため、各工程の区切りで成果物についてレビューを実施し、発注者の承認を得ること。レビュー実施スケジュールは、予めプロジェクト計画書に記載すること。

(5) 会議録の作成

受注者は、プロジェクト期間中の会議体の議事録を作成すること。

なお、会議録は原則として会議の開催5開庁日以内に作成し、本市の承認を得ること。

第32 連絡体制、開発体制等

1 本システムの連絡体制、開発体制等は以下のとおりとする。

(1) 連絡体制

受注者は、本業務を統括し、発注者との窓口となる責任者（現場代理人）を設置すること。

ア 平常時連絡体制

特に定めない限り、現場代理人、プロジェクトマネージャ等との連絡は本市の通常業務時間内（平日8時30分から午後5時15分まで）は電話又は電子メールにて対応し、発注者との協議により受注者が必要と判断した場合は本市への派遣を行うものとする。

イ 緊急時連絡体制

本市の通常業務時間外において、発注者が緊急に責任者等と連絡調整を必要とする場合、受注者は所要時間内に電話連絡等を取れる体制を整備すること。

(2) 開発体制

受注者は本システム及び対象業務に精通したプロジェクトマネージャ、システムエンジニア、技術者等を従事させるものとし、全工程において十分な体制をとること。

ア プロジェクトマネージャ

最低でも週1回は作業の進捗状況を確認し、進捗管理表をメンテナンスすること。

なお、月1回程度定例会を開催し、進捗状況、課題の対応状況、製造物の品質検証結果等を発注者へ報告すること。

イ 開発、構築担当グループ

業務の一通りの仕様を理解し、発注者のシステム運用や事務を考慮した場合に、設計内容に問題が無いか、仕様は十分であるかの判断を行い、妥当性を評価のうえ、発注者に報告を行うこと。

本業務に関する一通りの課題、問題を理解し、最適な解決策の提案が速やかに行えること。

第33 データ移行要件

1 本システムのデータ移行要件は以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、貸与されたデータを新システムで動作するように変換を行い、データをチェックするとともに、セットアップ後、属性情報の表示を含み、動作の確認及び適切に表示できる状態に調整を行うこととする。具体的な移行方法については別途協議の上実施する。
- (2) サブシステムを含む現行システムにおける主題図、レイヤセット、帳票設定並びにユーザ、グループ構成及び閲覧編集権限の設定を引き継ぐこと。特に住居表示台帳図更新システム、建築確認管理システム及び財政、農政地理情報システムの建物更新サブシステムとの新築建物データ等の連携設定には注意を払うこと。

第34 移行対象データ

1 移行対象データは、マップ数約63、レイヤ数約1285(重複を含む)であり、移行対象となるデータ形式は、原則としてShapeファイルである。なお、新システムに実装する内容や数量はこれに増減があるものとする。

また、一部の既存データについては、重複管理しているデータがあるため、別途協議の上、整理、集約を併せて行う。

第35 データセットアップ等

- 1 受注者は、受け取ったデータを新システムで動作するように変換を行い、データをチェックするとともに、新システムにセットアップし、動作確認や、文字等で属性情報等を表示することを含み、適切に表示できる状態に調整等すること。具体的な移行方法については別途協議の上実施する。
- 2 セットアップ作業は、システム稼動までの間に、検証用と並行稼働中に更新された現行システムのデータ、本番用の3回以上、実施すること。ただし、移行スケジュールにより、本番データ抽出後の異動に関する差分について、追隨してセットアップする場合も対応すること。

第36 設定移行

- 1 現行システムにおける印刷テンプレート、主題図、レイヤセット、帳票設定並びにユーザ、グループ構成及び閲覧権限の設定を可能な限り引き継ぐこと。

第37 研修

- 1 システム管理者及び一般職員に対する本システムの操作研修は、発注者が用意する環境で実施すること。

なお、本研修で利用するマニュアル等は受注者が作成し、研修日の10開庁日より前に発注者であるシステム管理者にMicrosoft Word、Excel、PowerPointで編集可能な電子データとAdobe Acrobat Reader及びMicrosoft EdgeのPDFリーダーで読込可能な拡張子.pdfの2種類のデータで提供するものとする。

また、研修日程や内容の詳細については、受注者と発注者が別途協議のうえ決定する。

(1) システム管理者向け操作研修

システム管理者を対象に、システム障害や自然災害発生時においてシステムを速やかに修復、復旧するための作業方法に関する研修を行う。

また、権限設定等各種設定作業に関する研修を行う。

(2) 住居表示台帳図更新システム担当職員向け操作研修

住居表示台帳更新システムの担当職員を対象に、業務を行う上で必要とされるアプリケーション画面の操作（検索、印刷、編集等）を、実際の事務の流れを意識した形で研修を行う。併せてシステム更改に伴う変更点についての説明を行う。

(3) パワーユーザー向け操作研修

特に汎用GISを利用する職員を対象に操作研修を実施する。研修時間は約1時間と

し、研修対象者は約20人を想定する。研修会場は発注者が指定する1会場とし、研修内容はWeb会議システムで同時開催とする。受注者は、研修ができる環境を用意する。なお、研修場所及び研修用端末（20台程度）、LGWAN通信環境は発注者で用意する。

第38 運用保守要件

1 本業務完了後に別途発生する運用保守業務委託は、以下の2項目について実施するものとする。

(1) システム運用保守

別紙6参考の上システム構成に合わせた最適な保守内容を提案することとする。なお、建築確認管理システムに関する部分は除く。

(2) データ更新及びセットアップ

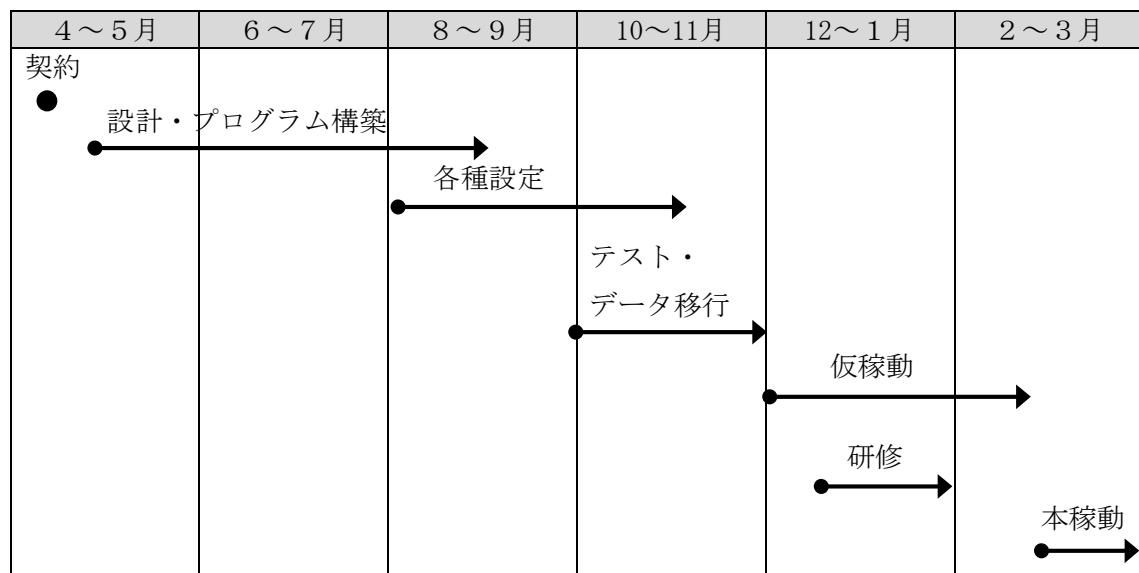
別紙6に示す現行システムのデータ更新及びセットアップ要件は必須要件とする。なお、建築確認管理システムに関する部分は除く。

第4章 整備スケジュール

第39 整備スケジュール

1 令和7年2月下旬から本システムの全機能が利用できるようにすることを想定している。現時点で想定しているスケジュールの概要は下図のとおりである。
なお、詳細は受注者と別途協議のうえ決定する。

令和6年度



第5章 成果品

第40 成果品

- 1 本業務の成果品は以下のとおりとするが、ドキュメントや帳票等の文書類は、Microsoft Wordや、Excel、PowerPoint、Adobe Acrobat Reader等で読込可能な形式の電子データで納品すること。このほか発注者の指示がある場合は、指定された形式で納品すること。
- | | |
|-----------------|----|
| (1) ソフトウェア（使用権） | 1式 |
| (2) データ | |
| ア 移行データファイル | 1式 |
| イ メタデータファイル | 1式 |
| (3) ドキュメント | |
| ア 業務計画書 | 1式 |
| イ システム運用計画書 | 1式 |
| ウ システム運用マニュアル | 1式 |
| エ 操作マニュアル | 1式 |
| オ 管理者ガイド | 1式 |
| カ 研修用テキスト | 1式 |
| キ 議事録 | 1式 |
| ク 課題管理表 | 1式 |

第41 納入場所

- 1 成果品の納入場所は、以下のとおりとする。
長野市 総務部 情報システム課、及び、発注者が指定する場所

第42 成果品の権利関係

- 1 成果品の帰属に関する諸権利は、以下のとおりとする。
- (1) データの帰属
- 成果品の著作権、所有権等の諸権利は、受注者の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。発注者がデータを自由に加工、編集、配布することを受注者は了承するものとする。発注者が権利を有しないデータ及び市販データ等を利用して整備したデータの諸権利は、当該データの制作者が定める規定による。営利、非営利を問わず、受注者が発注

者の事前の承諾を得ずに他の目的で成果品を利用することを禁止する。

(2) システムの帰属

本業務で導入したソフトウェアの所有権、著作権等の諸権利は、成果品が納入された時点で受注者から発注者へ移転される。ソフトウェアのうちパッケージ等のプロダクトソフトウェアに関する部分の著作権は、受注者又は当該ソフトウェアの製造元に留保する。成果品の納入により受注者は発注者によるソフトウェアの所有及び使用を許諾するものとする。